

## 「インボイス制度」

日本テンプルヴァン(株)井上拓郎

### 「インボイス制度とは」

明けておめでとうございます。本年も宜しくお願い申し上げます。

皆さんは本年10月1日から始まるインボイス制度をご存知でしょうか。正式名称は適格請求書等保存方式というこの制度は、簡単に言うと消費税に関する仕入税額控除を継続して行う為の制度です。制度開始後は適格請求書発行事業者として登録番号を適格請求書に記載しないと、受取った事業者は仕入税額控除を行えません。その為、消費税の課税事業者は本年3月31日まで適格請求書を発行できるように、適格請求書発行事業者登録を行わないと取引先が影響を受けるとされており。例えばB社が、110万円(消費税10万円)でA社から仕入れたものを、C社へ220万円(消費税20万円)で売ったとします。この場合、B社が国に納める消費税は20万円と10万円の差額の10万円を納めます。また仕入先のA社も10万円の消費税を納めます。A社とB社が課税事業者であればこの方法(バトンリレー方式といいますが)で問題ありません。しかしA社が消費税を納めていない免税事業者(年間課税売

上1,000万円以下)だった場合、来年の10月1日以降は適格請求書が発行できません。(課税事業者として登録番号がない為)この場合B社の仕入税額控除は認められず、20万円の消費税を納めることとなります。ちなみに免税事業者のA社は今まで通り10万円の消費税を納めなくていいとされており(この納めずに済んだ消費税を益税といいます)。A社は今までと何ら変わりありませんが、B社は適格請求書をA社から頂けないと、支払った消費税分も負担しなければなりません。

(※注)当然ですが、B社としては消費税の負担をせずに済むA社以外の適格請求書が発行できる他社に仕入先を替えるか、負担増となる消費税分をA社に値引き交渉する可能性が出てきます。A社が今後もB社と取引をして行く為に、適格請求書発行事業者として登録を行う事は出来ませんが、この場合、課税売上1,000万円以下の免税事業者でも消費税を納めることとなります。このインボイス制度の一番の目的は、この益税から少しでも徴収する為と思われる。(※注)令和5年10月1日から令和11年9月末までは、免税事業者からの仕入税額控除について特例措置が定められており、期間によって80%控除と50%控除が認められます。

### 「お寺で影響のあるところ」

インボイス制度について先にご説明致しましたが、どのような寺院に影響があるかについて解説致します。まず宗教法人として消費税の課税取引となる項目は、絵葉書、暦、写真帳、線香、ろうそく、供花などの販売、常設の博物館、宝物館などの拝観料、仏前・神前結婚式後の披露宴での飲食物の提供、挙式の衣装・物品などの貸付、住宅以外の建物の貸付、月極の駐車場、経営する幼稚園での制服や文具の販売、新聞・雑誌・書籍などの出版と販売、茶道・生花・書道などの教授となっております。

これらの行為に關しましては、消費税を徴収しなければなりません。そしてその年間課税売上が1,000万円以上あり、その寺院の取引先が法人だった場合、適格請求書を求められる可能性が有ります。例えば居住目的以外の建物を法人に賃貸している場合や、まとまった台数の駐車場を法人に貸している場合には、取引先の法人から適格請求書を求められると思われ

ます。収益事業も行っておらず、消費税も納めていないご寺院様は、このインボイス制度による直接的な影響は少ないかも知れませんが、念の為、顧問税理士や所轄の税務署等でご自坊の実情に合わせてご相談される事をお勧め致します。